



(電子版)

info@jikosoren.jp

2022年 第7号 2022年2月24日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

「11時間は努力規定に」と使側が強硬に主張

改善基準改正 休息期間 タク作業部会も結論は持ち越し

改善基準告示改正を審議する労政審の第5回ハイヤー・タクシー作業部会が2月21日にリモート会議で開かれました。開催前には雇用共同アクションで宣伝行動を行い、会議は菊池書記長が傍聴しました。

会議が行われる会場前で宣伝行動＝2022. 2. 21、中央労働委員会会館前



焦点の休息期間について、厚労省事務局は17日のバス作業部会と同じ「継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることとし、継続9時間を下回らないものとする」（日勤）という修正案を提示しました。使用者側はこれで了解としましたが、労働者側は「原則11時間は外せない」「『与えるよう努めること』を『与えること』」とするよう主張しました。これに対し使用者側は、「努める」を入れないと全国の事業者の説明できないとして、11時間を努力規定から原則とすることには強硬に反発しました。労働側から一部妥協するような発言もありましたが、結論は出ず、次回タクシー作業部会（3月18日）までに事務局で新たな文案について検討することになりました。

世論がカギ、厚労省・公労使委員に影響与える盛り上がり

今回も作業部会の会場前で、雇用共同アクションと共同で宣伝行動を行いました。東京新聞が2月22日付で、タクシー作業部会の内容を報道しています。衆議院予算委員会の公聴会では2月15日、全労連の小畑議長が公述人として、休息期間を11時間以上とする基準を設定することを強くお願いすると述べました。

自動車運転者の休息期間が9時間では十分に眠る時間がないということは、内容が知られば多くの人の賛同を得られる問題です。次回の審議会（バス3/16、タク3/18、専門委員会3/28の予定）までに、さらにインターネット署名（第2弾）を広

げて、国会質問などもでも世論を盛り上げることが重要になっています。

東京新聞2/22付 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/161611?rct=economics>

労働者委員「命を預かる仕事をしている」

タクシー作業部会で休息期間に関して出された意見（要旨）は次のとおりです。

【1日の拘束時間、休息期間について 日勤】

- 労働者代表・松永委員（全自交） 過労死認定基準の検討会でも11時間が基準とされ、今回とったアンケートでも11時間必要という答えが多い。外国の例でも11時間となっている。原則11時間は外せない。
- 使用者代表・武居委員（昭栄自動車代表取締役） 休息期間は（タクシー・バス・トラック）3団体で一緒にすべきだ。EUではタクシーは適用除外だ。11時間となると拘束は13時間以上できなくなり、地方ではシフトが組めない。努力義務ということなら、都市部ではすでに実践しているし、地方でも目標となるので、この追加案（修正案）でやむを得ないと思う。了承する。
- 労働者代表・久松委員（私鉄総連）（修正案の）「与えるよう努める」という言い回しでなく、原則が11時間ということを入れて、「原則11時間以上の休息期間を与えることとし、継続9時間を下回らないものとする」としてほしい。拘束13時間以内でやっている事業者が多いので、可能な時間だと思う。
- 使用者代表・武居委員 11時間を原則とすると9時間は特例ということになる。これでは飲みづらい。「努める」という言葉があれば理解できる。
- 労働者代表・久松委員 「原則11時間以上の休息期間を与えることとする」として、拘束時間の規定で最大15時間可能というところで条件を付ければ、9時間も認められるではないか。
- 使用者代表・武居委員 都市部では実際13時間拘束でやっているところもあるが、地方では曜日によって変わるし、都市部のように歩合給も得られない。いまの8時間から11時間へ急激に変わるといのは問題だ。9時間を原則としてもらわないと同意できない。
- 労働者代表・松永委員 命を預かる仕事をしているということを考えてほしい。しっかりした休息をとることが必要だ。歩合給だから給料にならないという議論は入れるべきではない。
- 労働者代表・久松委員（現行の規定でも決まっている）「拘束時間は13時間を超えない」ということの裏返しで「11時間以上の休息期間を与えること」とするのだから、そんなに難しいことを要求しているわけではない。
- 使用者代表・武居委員 もともと3団体一緒に、という考え方だ。バスをやっているタクシー会社もあるし、バス会社もタクシーをやっている。バスの方から現状維持にしたいという声が入っている。9時間を超えて11時間を努力義務とすれば、ある意味いまよりすすんでいることになる。原則11時間にしてしまうとシフトが組みづらい。基本的に拘束13時間以上ができないとなると、飲めない。
- 労働者代表・久松委員 「努めること」とするより「原則」とした方が、守ってくる人が多くなるという趣旨で提案している。

○使用者代表・武居委員 原則としてしまうと11時間を下回れない。事業者の受け止めとして「努める」と「原則」では違う。原則11時間というのは、現行の8時間から見て急激に変えすぎる。なるべく11時間にむかうようにということに異議はない。厚労省で言葉の調整をしてほしい。

○使用者代表・清水委員（西新井相互自動車社長） 「原則」とすると言葉が独り歩きして

しまうのではないか。シフトの組み換えで、8時出庫の人が翌日6時に来てほしいというときに休息期間9時間なら可能だが、11時間だとできない。タクシー会社で保育園バスの運行をしているところもあり難しい。

○労働者代表・松永委員 「原則」という考え方で厚労省から再度、文案を出してほしい。

○使用者代表・武居委員 11時間にしたくないということではない。それにむかっていくようにしたいということは考えていく。「原則11時間以上の休息期間を与えるよう努めることとする」ではダメか。「努める」を入れないと（全国の事業者に）説明が難しい。

○労働者代表・久松委員 いまの言葉は十分評価させていただきたい。

○両角部会長（公益代表、慶応大教授） もう一度議論する機会があるので、その時までには事務局で検討していただきたい。

【1日の拘束時間、休息期間について 隔勤】

○使用者代表・武居委員 2暦日の拘束時間は21時間を超えないとなっているが、少しだけ遅れてしまうということもある。そういうときのために、「2乗務平均で21時間を超えない」ということにできないか。ただし延長したとしても最大22時間とする。

○使用者代表・清水委員 1か月の総拘束時間の範囲内で1回の拘束時間は労使に任せるのが望ましい。隔勤でも弾力化した方が労働生産性を上げるためによい。いまは5分でも超過すると違反にされてしまう。次の乗務で時間を短くすればいいではないか。2乗務を平均して1乗務当たり拘束21時間、ただし最大22時間を超えないとする。

○労働者代表・松永委員 拘束時間の弾力化の話をするなら、休息期間24時間にすることから議論してもらいたい（編注. 休息期間は現行、案とも20時間）。

○労働者代表・久松委員 隔勤の休息期間24時間というのにはこだわりがある。

○両角部会長 2乗務平均とすると労働時間管理が複雑にならないか。

○使用者代表・武居委員 いまでも遅れた場合は理由書をとっているから、それを次の時減らすというのは管理できる。

○労働者代表・久松委員 勤務終了後24時間の休息期間で、拘束22時間を超えないものとするならよい。

○使用者代表・武居委員 休息24時間を与えるよう努力するというのならよい。

リモートで開かれた作業部会



(2/21のタクシー作業部会で出された資料＝修正案)

1日及び2暦日の拘束時間、休息期間について

現行	案	追加案（修正案）
<p>【日勤】</p> <p>▷ 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、<u>最大拘束時間は16時間</u>とする。</p> <p>▷ 勤務終了後、<u>継続8時間以上の休息期間</u>を与える。</p> <p>【隔勤】</p> <p>▷ 2暦日の拘束時間は、21時間を超えないものとする。</p> <p>▷ 勤務終了後、<u>継続20時間以上の休息期間</u>を与える。</p>	<p>【日勤】</p> <p>▷ 1日の拘束時間： 原則13時間 (週3回まで15時間)</p> <p>▷ 1日の休息期間： 原則11時間 (週3回まで9時間)</p> <p>【隔勤】</p> <p>▷ (現行どおり)</p>	<p>【1日の拘束時間】</p> <p>▷ 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、<u>最大拘束時間は15時間</u>とする。 この場合において、1日についての拘束時間が<u>14時間を超える回数(※)</u>をできるだけ少なくするよう努めるものとする。 (※) 通達において、「<u>1週間について3回以内</u>」を目安として示す。</p> <p>▷ 勤務終了後、<u>継続11時間以上の休息期間</u>を与えるよう努めることとし、<u>継続9時間を下回らないもの</u>とする。</p> <p>【隔勤】</p> <p>▷ (現行どおり)</p>

編注. 上記の「案」(真ん中)は2021年10月8日に提示されたもの。

11月24日に提示された追加案は以下の通り。

- 【日勤】**
- ▷ 休息期間
 - ・ 9時間以上
 - ・ 11時間以上とするよう努めること。
 - ▷ 拘束時間
 - ・ 13時間(最大15時間)
 - ・ 2日以上連続して14時間を超えてはならない。

【隔勤】 (現行どおり)